

1. とちぎの元気な森づくり県民税事業と  
森林環境譲与税事業について

# 県民税事業・森林環境譲与税

区分	H20~H29 (2008~2017)	H30 (2018)	R1~R5 (2019~2023)	R6 (2024)	R9 (2027)	R10~ (2028)	R15 (2033~)
県民税事業	<p>第1期</p> <p>税額(個人)700円 (法人)均等割額7% 事業 約8億/年</p>	<p>第2期</p>					
森林環境譲与税			<p>R1譲与税(見込) 県合計 約3.2億 県:市町 0.6億:2.6億</p>		<p>※段階的に増</p>		<p>R15譲与税(見込) 県合計 約9.6億 県:市町 1億:8.6億</p>
森林環境税				<p>税額(個人)1,000円</p>			

# 第1期県民税事業見直し検討時の状況

## 1 第1期県民税事業の検証・評価

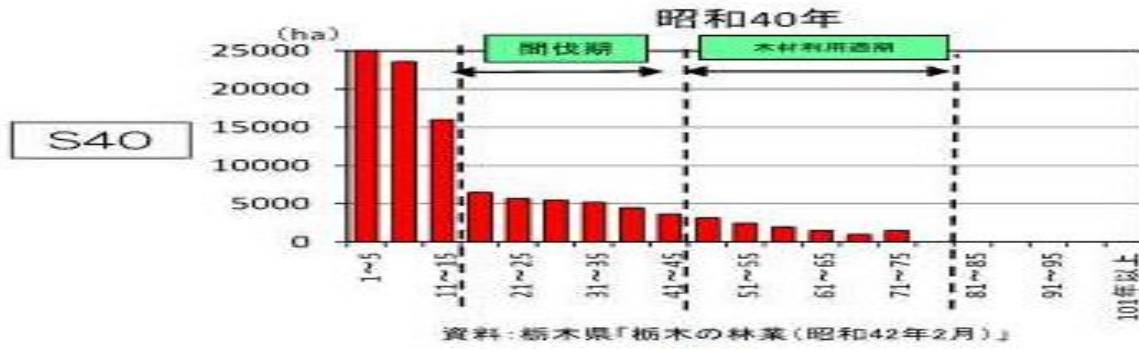
項目	内容
<ul style="list-style-type: none"><li>● 県民税事業評価委員会</li><li>● 県民税事業あり方検討会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 「(間伐等の緊急対策は計画どおり実施され)県民税事業所期の目的は概ね達成されているが、なお対策が必要な課題がある」と評価</li></ul> <p>【今後の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・森林資源の循環利用</li><li>・里山林の継続的な維持管理</li><li>・獣害対策の強化</li><li>・木材利用の推進</li><li>・県民の森林整備や木材利用への理解促進 等</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 県民、市町村長及び関係団体</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 「評価できる」と回答(各意向調査結果)</li></ul>

## 2 とちぎの森林・林業の現状

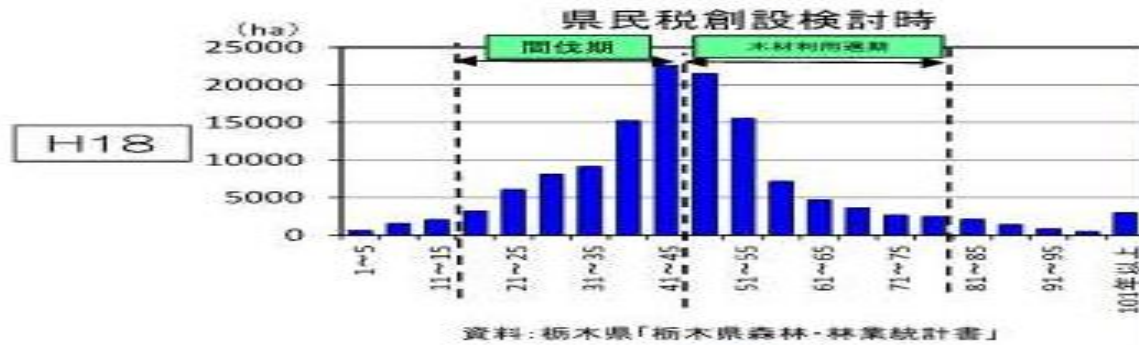
項目	内容
1 人工針葉樹林の林齢構成	◆ 民有人工林針葉樹林の多くは、15～45年生の間伐期から、45年生以上の本格的な利用期に移行
2 木材需要構造の変化	◆ 木材需要は、住宅様式の変化等に伴い、柱材などの製材用が減少する一方、合板材、エネルギー利用等の需要は増加傾向
3 林業経営の現状	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 国産材の生産量は回復傾向にあるが、林業所得は依然として低迷</li><li>◆ 林業従事者の減少・高齢化が進行</li></ul>
4 野生獣被害の状況	◆ 野生獣による森林被害は増加傾向
5 森林所有の変化	◆ 山村地域の過疎化・住民の高齢化等により、所有の小規模化・不在村地主化が進行



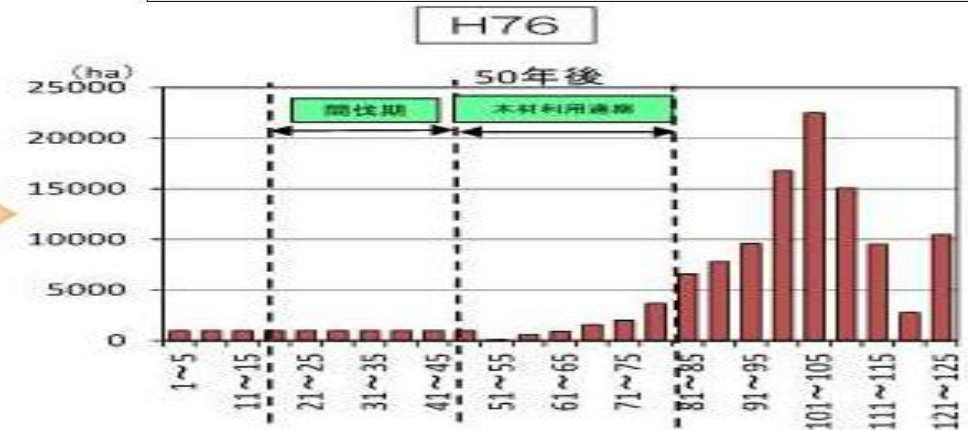
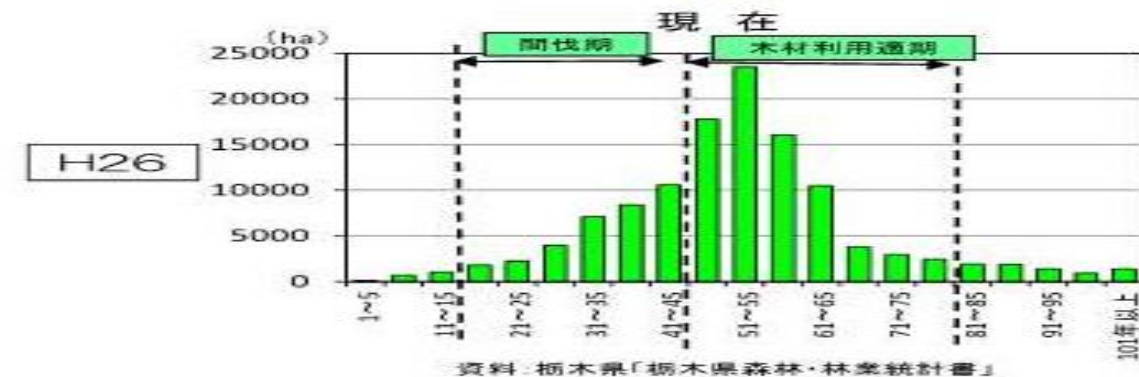
# 本県の民有人工針葉樹林の林齢構成の推移



- 間伐期: 16~45年生
- 木材利用期: 45年生以上
- 木材利用期のうち、  
利用適期: 45~80年生  
高齢で用途が限定される  
老齢林: 80年生以上



- 利用適期の蓄積量は、  
約3,900万m<sup>3</sup>
- 1ha当たりの材積は約500m<sup>3</sup>



# 第2期県民税事業のあり方

とちぎの元気な森づくり県民税の今後のあり方に関する意見書(抄)

項目	内容	
1 継続の必要性	◆ 課題や団体等の意見を踏まえ、平成30年度以降も県民税を継続し、引き続き、森林の持つ公益的機能の恩恵を享受している全ての県民の参加と負担により、適正な森林整備や管理を行い、将来にわたり森林の機能を維持向上させていく必要がある。	
2 税の使途	◆ 森林資源の循環利用の促進 ◆ 持続的な森林管理が可能な森づくり ◆ 森林資源の新たな需要の創出	◆ 森林所有者対策 ◆ 野生獣被害防止対策 ◆ 森林を守る担い手等の人材確保・育成
3 課税方式・税額・期間	◆ 現行方式を踏襲することが適当 ◆ 税額・期間等については、事業内容や規模等を精査した上で決定することが望ましい	

## 第2期県民税事業

### 目指す姿

- ① 「植える→育てる→伐る→使う」という森林本来のサイクルの回復(森林資源の循環利用)
- ② 森林の自然的・社会的条件を踏まえ、「循環利用するゾーン」と「自然林化するゾーン」に区分し、誘導

### 重点事業

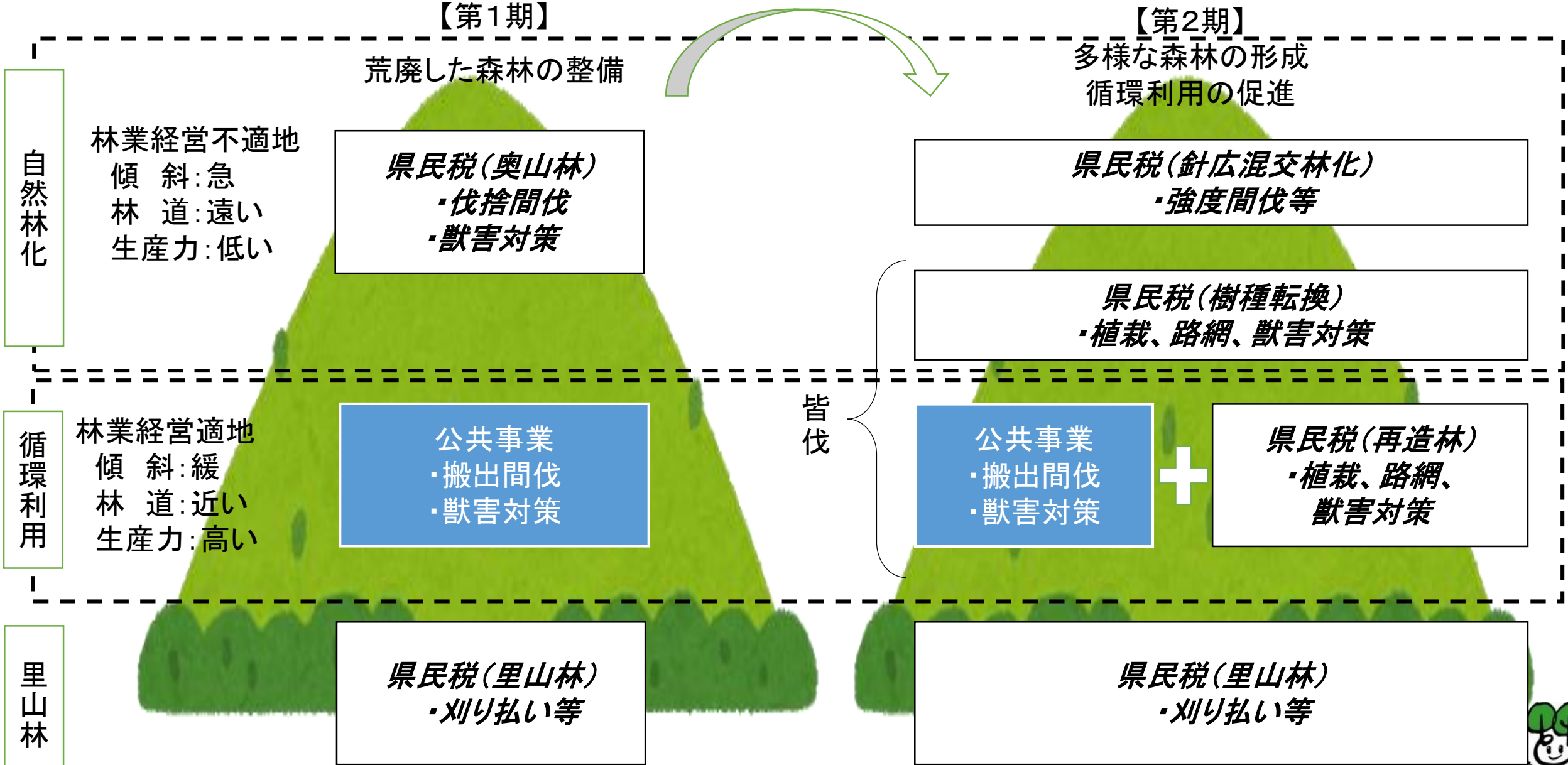
- ① 森林資源の循環利用
  - ・ 伐採更新による森林の若返り
  - ・ 伐採した木材の利用拡大
- ② 持続可能な森林管理
  - ・ 自然林化による管理費用の最小化
  - ・ 里山林の持続的管理
- ③ 森林所有者対策
  - ・ 地籍調査
  - ・ 施業集約化

### 基本目標

- ◆ 森林の若返りのため10年間で5,000haの皆伐・植栽
- ◆ 皆伐後の植栽などの経費を公費負担することにより皆伐等を促進
  - ・ 国庫補助と県民税を活用することにより実施
  - ・ 林業経営に不向きなものは自然林化



# 第1期と第2期 県民税事業①（事業）

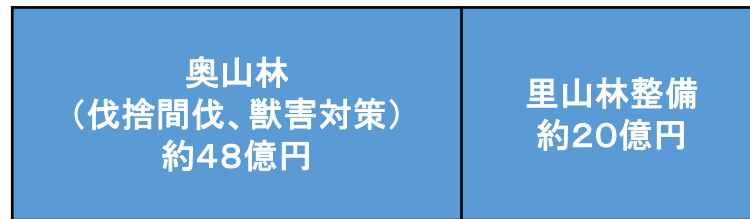


# 第1期と第2期 県民税事業② (フレーム)

事業費(10年間)イメージ

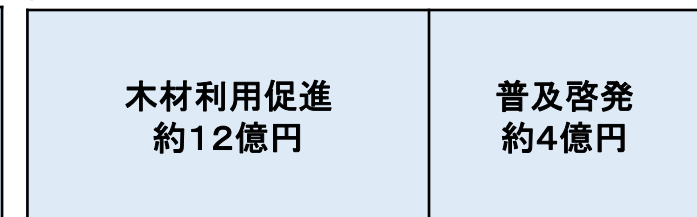
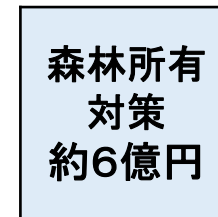
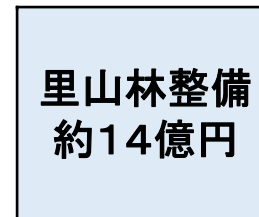
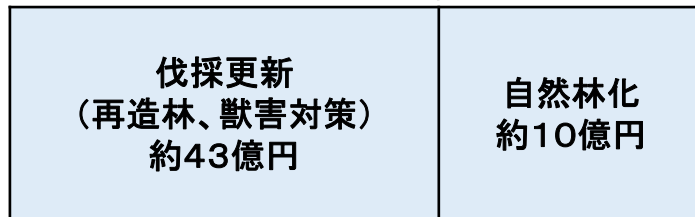
## 《第1期事業》

・荒廃した森林の整備



## 《第2期事業》

・森林資源の循環利用  
・持続可能な森林管理  
・森林所有対策



合計 約89億円



# 森林環境税・森林環境譲与税（概要）

## 【創設の趣旨】

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

### 森林環境税

区分	内容
納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して課税する国税
税率	1,000円(年額)
賦課徴収	市町村(個人住民税と併せて実施)
時期	R6(2024)年度から課税

### 森林環境譲与税

区分	内容	
譲与総額	森林環境税の収入額(全額)に相当する額(注1)	
譲与団体	市町村及び県	
使途	市町村	・間伐等の森林整備 ・森林整備促進
	県	・市町村の支援 ・森林整備促進
時期	R1(2019)年度から譲与 ※新しい森林経営管理制度の施行に合わせる	

(注1)R5(2023)年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入により対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還





# 森林経営管理制度

林業経営が行われていない森林※について、  
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐシステムを構築

※約58,000ha

(従前)

森林所有者自ら、又は  
民間事業者へ委託し管理

+

新たな制度を追加

森林経営管理制度

森林所有者  
※所有者不明森林へも対応

意向確認

経営管理委託

市町村

林業経営に  
適した森林

経営管理再委託

意欲と能力のある  
林業経営者が  
管理

林業経営に  
適さない森林

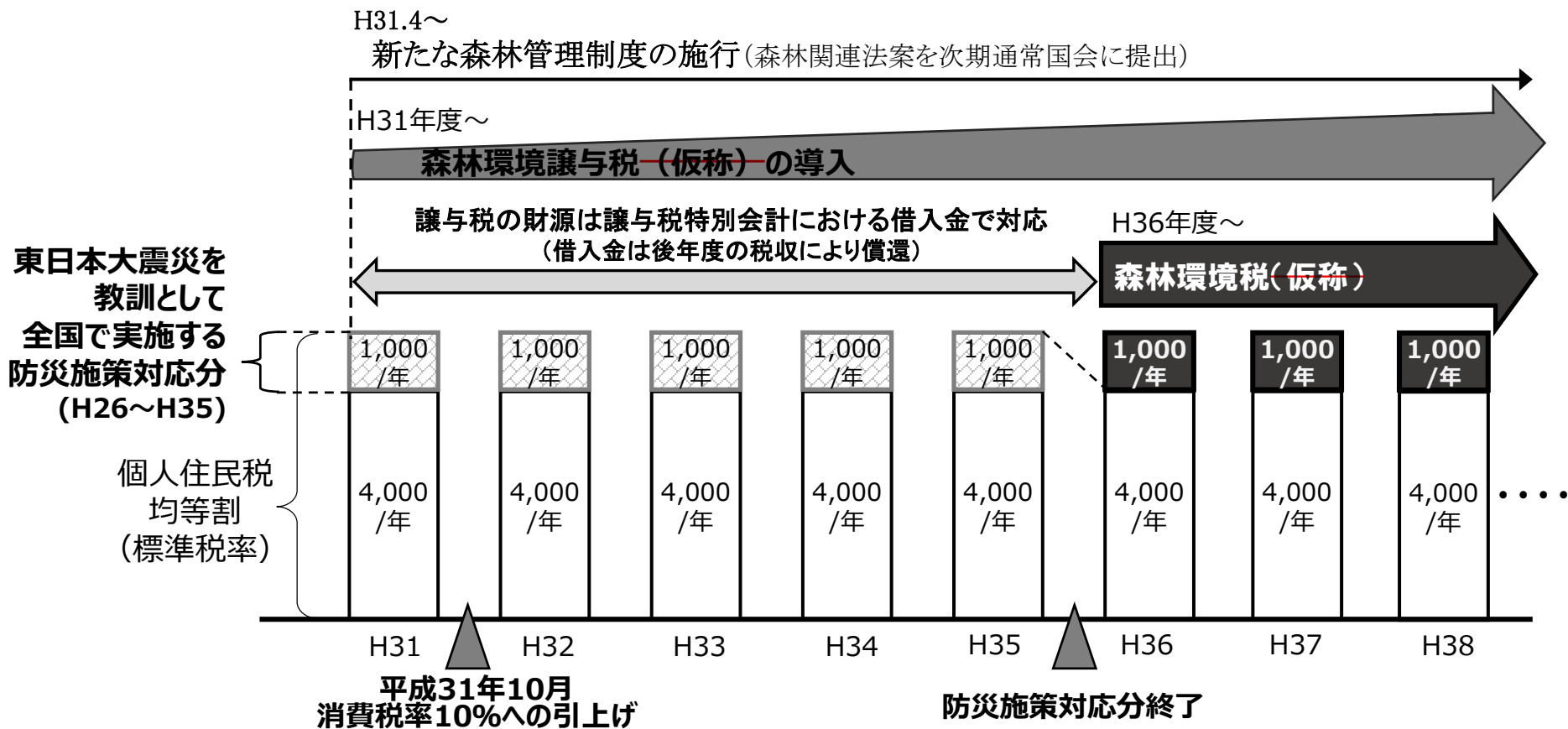
市町村が  
自ら管理



# 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

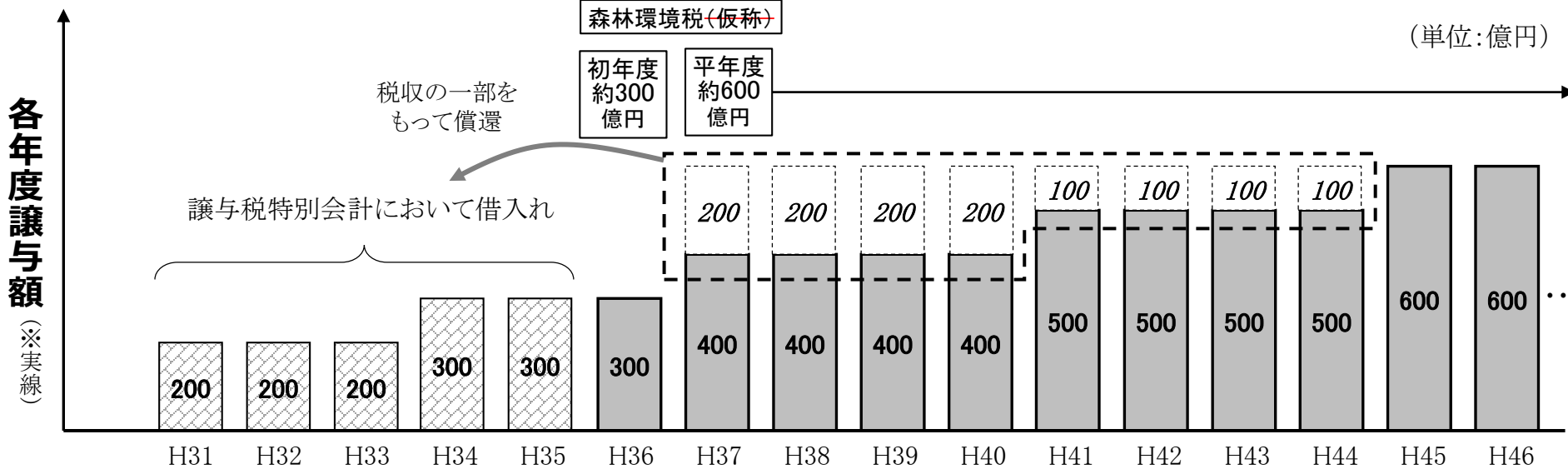
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



# 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→


- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
  - 20% : 林業就業者数
  - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

## 2. 県民税事業と譲与税事業の整理案について

# 県民税と森林環境譲与税の比較

区分		とちぎの元気な森づくり県民税	森林環境譲与税
趣旨		森林の公益的機能の重要性に鑑み、とちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源とするため	森林の有する公益機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村や県が実施する森林整備等の財源に充てるため
税額		個人 700円／年 法人 均等割額7%	個人 1,000円／年
収入額		約8億円	(2019年) 約3億円 (2033年) 約10億円  (段階的に増)
譲与先等		県(市町村へは交付金として交付)	県と市町村 (国の譲与基準による。)
用途	県	循環利用(伐採更新) 森林管理(針広混交林化) 森林所有者対策(地籍調査)	市町村が行う森林整備等への支援
		木材利用促進、普及啓発	木材利用促進、普及啓発等の森林整備促進策
	市町村	里山林整備※	森林整備
		木材利用促進※、普及啓発※	木材利用促進、普及啓発等の森林整備促進策

※は市町村交付金事業



# 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理①

## 【整理の必要性】

森林環境譲与税は、森林経営管理制度の運用のほか、木材利用や普及啓発など森林整備の促進に関する施策への活用が可能であり、とちぎの元気な森づくり県民税と使途が重複していることから、二重措置とならないよう整理が必要

区分	とちぎの元気な森づくり県民税条例(抄)	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(抄)
趣旨	<p>(趣旨)            第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、<u>県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源を確保するため、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)</u>に定める県民税の均等割の税率の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)            第一条 この法律は、森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。)の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。</p>
使途	<p>(定義)            第二条 この条例において「<u>とちぎの元気な森づくり事業</u>」とは、次に掲げる事業をいう。            一 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるための森林の整備に関する事業            二 森林をすべての県民で守り育てることへの理解と関心を深めるための事業            三 前二号に掲げるもののほか、前条に規定する施策を推進するために知事が必要と認める事業</p> <p>(処分)            第十条 基金は、<u>とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てる場合に限り、処分</u>することができる。</p>	<p>(森林環境譲与税の使途)            第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。            一 森林の整備に関する施策            二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第二項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策            2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。            一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策            二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策            三 前項第二号に掲げる施策</p>



# 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理②（案）

## 【基本的な考え方】

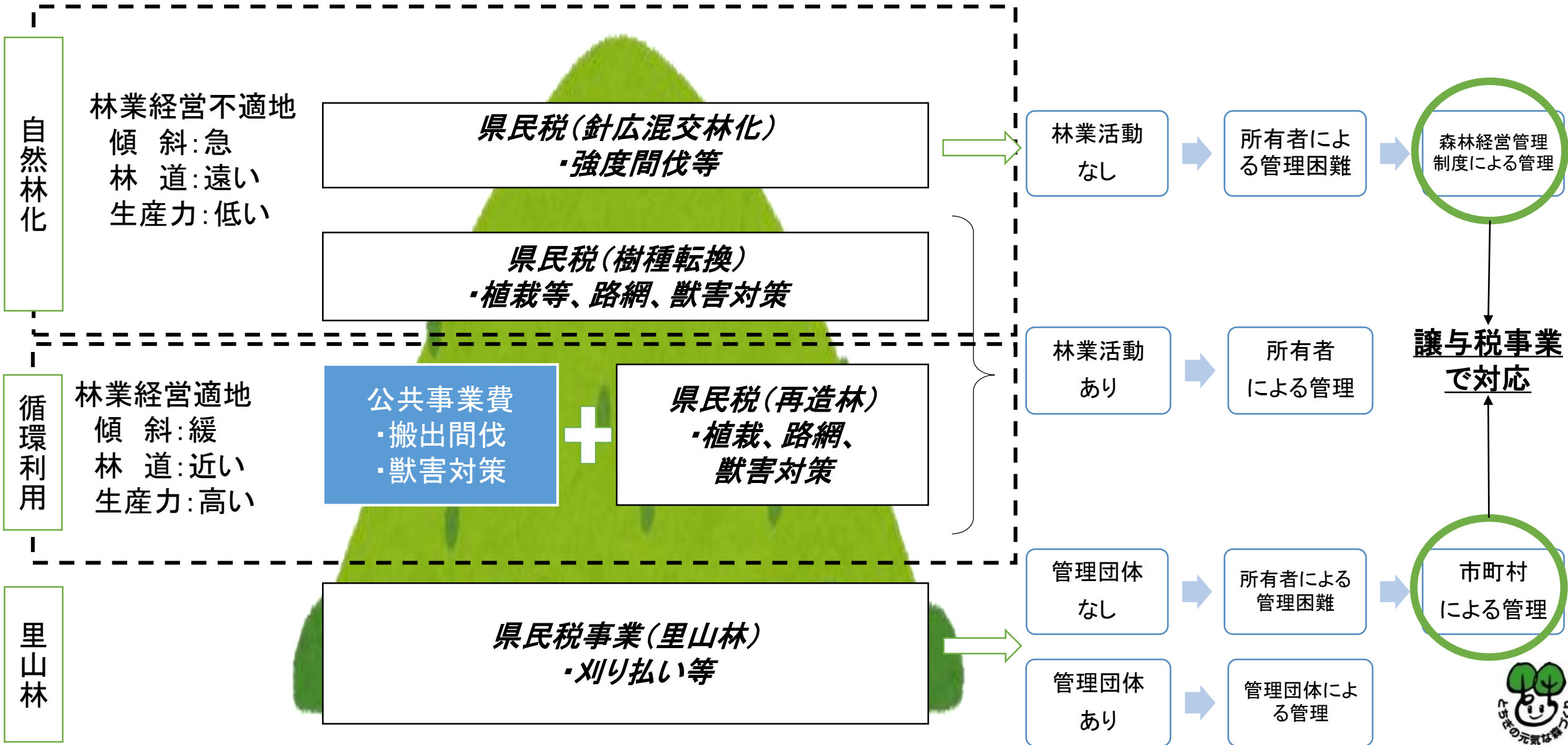
- ◆ 森林経営管理制度の趣旨に合致する市町が行う森林整備及び、木材利用・普及啓発等森林整備促進に関する施策は、市町村森林環境譲与税事業へ移行
- ◆ ただし、森づくり活動団体を実施する里山林の保全は、管理放棄された森林を市町村が管理することを目的に創設された同制度とは一線を画すものとし、県民税事業による支援を継続  
 (注)本整理案は、現時点における県の考え方であり、今後、市町村との協議・検討を経て正式に決定する予定である。

とちぎの元気な森づくり県民税事業体系		譲与税との重複	整理案	
1 森林資源の循環利用	(1) 皆伐後の針葉樹の再造林	×	県民税事業で継続	
	(2) 公共施設等の木造・木質化	①市町村公共施設	○	市町村譲与税事業に移行
		②県有施設・民間施設	○	県譲与税事業に移行
2 持続可能な森林管理	(1) 皆伐後の広葉樹への樹種転換	×	県民税事業で継続	
	(2) 不採算人工林の針広混交林化	○	市町村譲与税事業に移行	
	(3) 里山林の保全	①市町村実施	○	市町村譲与税事業に移行
		②森づくり活動団体実施	×	県民税事業で継続
3 森林所有対策	(1) 森林組合等による地籍調査	×	県民税事業で継続	
	(2) 施業集約化に向けたマッチング	○	市町村譲与税事業に移行	
4 県民理解の促進	(1) とちぎの元気な森づくり県民会議	×	県民税事業で継続	
	(2) 地域住民への普及啓発	○	市町村譲与税事業に移行	
	(3) 地域住民による里山林の持続的管理への支援	×	県民税事業で継続	



# 森林整備における県民税と譲与税の整理③ (案)

## 【第2期県民税事業】





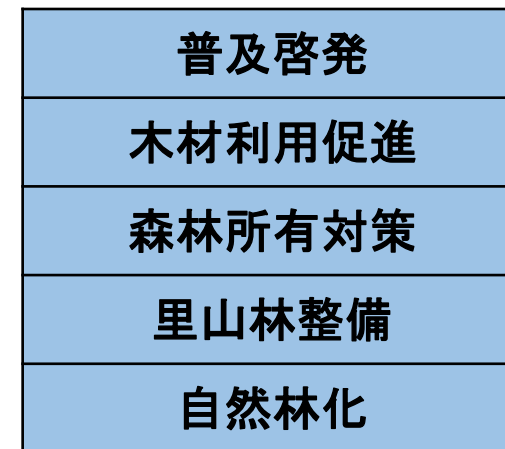
# 県民税事業と森林環境譲与税事業の整理④（イメージ）

県民税事業



譲与税事業へ移行したことにより生じる県民税事業の需要減については、森林・林業をめぐる課題等を踏まえ、その対応を検討

森林環境譲与税事業



80

:

20

R1(2019)当初予算  
ベースでの規模(試算)



# 議論していただく事項

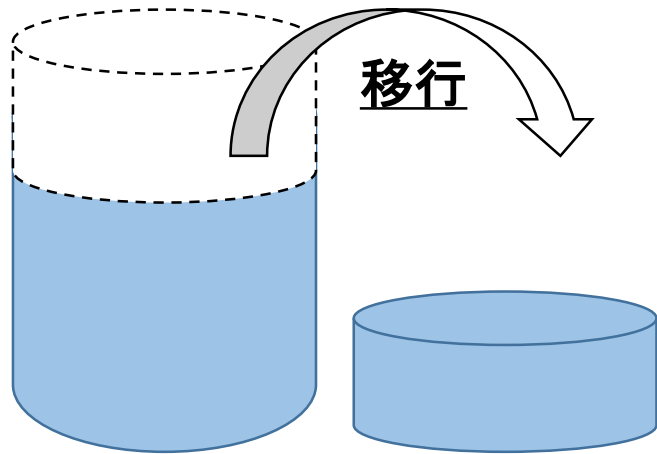
① 県民税事業と譲与  
税事業の整理



② 県民税事業で対応  
すべき新たな課題等

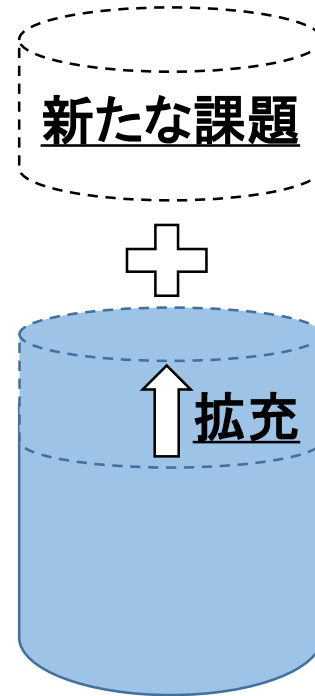


③ 県民税のあり方

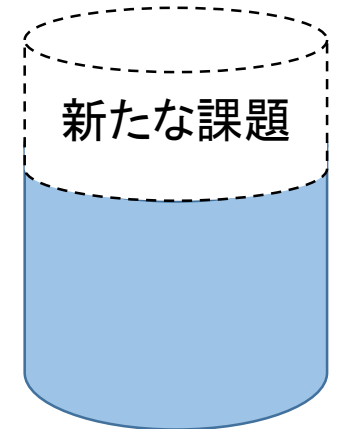


県民税事業

譲与税事業



県民税事業



県民税事業

